

農業委員会 訓令番号	農業委員会訓令名	公布年月日
農業委員会 訓令第1号	さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令	令和5年3月24日

さいたま市農業委員会訓令第1号

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

さいたま市農業委員会
会長 西 形 知 行

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令

さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務局の職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「局次長」という。） <u>、参事、総合調整幹又は調整幹</u> を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、 <u>専門幹</u> 、参与又は主査を置くことができる。 4 [略]	(事務局の職員) 第4条 [略] 2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「局次長」という。） <u>又は参事</u> を置くことができる。 3 課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。 4 [略]
(職務) 第5条 [略] 2 [略] 3 理事、副理事、局次長、参事、 <u>副参事、総合調整幹及び調整幹</u> は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。 4 [略] 5 主幹、 <u>専門幹</u> 及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。 6 [略]	(職務) 第5条 [略] 2 [略] 3 理事、副理事、局次長、 <u>参事及び副参事</u> は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。 4 [略] 5 主幹及び主査は、上司の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。 6 [略]

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。